

学校教育現場において「日の丸・君が代」の強制問題は結論を見ることなく、議論は続いている。「東京新聞」は、6月29日の朝刊の「こちら特報部」で、『君が代』強制国際機関『ノー』再勧告」というタイトルで報道していた。

国連は総会や安全保障理事会ばかりでなく、幾つもの専門機関で多様な人権問題に取り組んでいる。労働分野ではILO（国際労働機関）、教育分野ではユネスコ（国際教育科学文化機関）があり、この二つの合同委員会が「セアート」である。ユネスコは「1966年・教員の地位に関する勧告」で、教員の「人権宣言」とも言うべき勧告を出した。

東京では、2003年以降、石原慎太郎都政から、大阪では、2011年、橋下徹府政から、「日の丸・君が代」の強制が強まった。不起立で抵抗する教員も多かった。彼らは、戒告、減給、停職処分を受け、また、懲罰的な「再発防止研修」が課せられ、更に、定年退職後の再雇用希望も拒否されるような状況にある。東京と大阪の独立系教職員組合、「アトム89東京教育労働者組合」と「合同労組仲間ユニオン」は、「セアート」に下記のように申し立てた。「学校の入学式・卒業式に、日の丸に向かって起立し、君が代を斉唱することの強制は、公権力が教育の場に愛国心強制を持ち込み、教員に対して愛国的な教育を強制するもので、教員の思想・良心の自由、その専門職制に支えられた教職員の自由を侵害するものである。『日の丸・君が代』の強制に従わない者には過重な処罰が課せられている。」この申し立てを受理したセアートは、調査を実施し、アトム89と日本政府にそれぞれの意見と反論を与える機会を与えた上で、2018年に報告・勧告を採択した。その勧告は下記のようなものである。「『日の丸・君が代』強制の入学式・卒業式を『愛国的な式典』と呼んでいることは興味深い。『愛国的な式典』に関する教員の義務については、東京教育委員会が一方的に命令するのではなく、教職員組合との合意で規則を制定せよ。その規則は、国旗掲揚や国家斉唱に参加したくない教員にも対応できる内容とする。」この勧告を受けて、アトム89は政府と文部科学省に下記のように求めた。①君が代・日の丸」は強制されるべきでないことを、各地方自治体教育委員会に通達する。②処分された教職員の処分を取り消す。③各地方自治体教育委員会は教職員団体と話し合いをする機会を設定する。④最高裁判所および下級裁判所は「セアート勧告」に照らし、不利益を被った者の保障・救済をする、などである。

「セアート勧告」は国際標準として、誰もが妥当と言えるのではないか。しかし、政府と教育委員会は、相変わらず「日の丸・君が代」を強制し続けた。橋下徹元大阪府知事は、口を動かすだけでは、ダメで、本当に声を出しているかを確認せよとまで言っている。

「セアート」は今年の6月10日に、「セアート勧告に関する進展が遅々としていて、政府と教員との見解の相違が依然大きい」「これまでの勧告に十分配慮を」と政府をたしなめる再勧告を出した。私は再勧告を読んでいないが、宮川光治弁護士は「うん、これは、言い方はソフトだけど、言っていることは日本政府を厳しく叱責しているに等しいですよ」と評している。私は「日の丸・君が代」を強制して、愛国心が高まるとは思えない。まして「君（天皇）の代」を寿ぐ歌は主権在民の権利を返上することで、それは教育の放棄、自分を失うことである。ウクライナ危機を受けて、ナショナリズムが刺激されている時、国を愛するとはどういうことか考えさせられる。愛するということは国に強要されることではなく、生きることを喜び合う国になる時、自ずと愛国心が涵養されるのではないか。